



開物成務

郡山市立開成小学校

学校便り No.64

令和2年2月21日

文責：校長 伊藤孝行

改めて火災は恐ろしいものです。

2月19日(水)午後6時半頃、開成三丁目、学校の北側で住宅火災が発生しました。



学校周辺はたくさんの消防車に囲まれ騒然としました。近くにお住いの方は、どんなに怖い思いをしたか想像もできません。

その後、火災現場を見てきましたが、生活の様子がうかがえるものは何一つありませんでした。火災は、生活用品や思い出の品もすべてを燃やし尽くしてしまいます。

火災も予防することが大切です。それぞれのご家庭でもいろいろな備えをしていると思います。この機会に再度、点検していただければ幸いです。

① 火災報知器の設置義務

消防法が改正され2011年5月までに、すべての住宅に火災報知器を設置しなければならなくなりました。

② 消火器

各家庭に消火器を設置しなければならないという法律はありませんが、初期消火を行い、火災をいち早く沈下させるためには大変効果的です。

③ 自宅内外の可燃物の整理整頓

不審火による火災も大変増えています。自宅内外を整理整頓し、燃えやすいものを家の周囲に置かないよう注意しましょう。

令和2年春季全国火災予防運動

令和2年3月1日(日)～7日(土)

改正児童虐待防止法が4月に施行。

4月施行の改正児童虐待防止法により、親による体罰が禁止されることとなりました。

それを受け、厚生労働省では、「しつけと体罰」の線引きや、体罰の具体例を示した指針をまとめました。

【体罰に当たる行為】

- 口で3回注意したけどということを聞かないので、頬を叩いた。
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- 友達を殴ってケガをさせたので、同じように子供を殴った。
- 他人のものを盗んだので、罰としてお尻を叩いた。
- 宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

【子供の心を傷つける行為】

- 冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言う。
- やる気を出させるために、きょうだいを引き合いにしてダメ出し無視をする。虐待死する子どもが年々増え、児童虐待が大きな社会問題となっています。児童虐待により心身に傷を負わないよう、国では指針を定めました。

福島県内でこんな裁判がありました。



平成25年、相馬市立の小学校で、当時3年生の男児が、階段の手すりにまたがり滑り降り、誤って転落し体に障害が残りました。

このことに対し、市に損害賠償を求めた裁判を起こしましたが、棄却されたというものです。

けがを負った方には、申し訳ありませんが、階段の手すりは、安全に上り下りするためのもので、滑り降りるためのものではありません。どんなものでも間違った使い方をすると、事故やけがにつながります。

清掃用具のほうきや雑巾でも、清掃に使わず、振り回していたら周りに危険を与えてしまいます。道具本来の使い方を誤らない子どもにするよう指導を続けて参ります。